

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調達件名	多重無線システム保守業務
発注課	消) 警防部通信指令課
選定事業者	NECネットエスアイ株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 本システムは、日本電気㈱のパッケージ商品を本市独自にカスタマイズしたものであり、その保守については、本システムを構成するハードウェア・ソフトウェアに精通している必要がある。これらの十分な専門知識とノウハウを有しているのは、当該機器を納品及びシステムを構築した日本電気㈱のみであるが、本業務を含む事業を吸収分割により、完全子会社であるNECネットエスアイ㈱に承継したことから、本業務を履行できるのはNECネットエスアイ㈱のみとなった。また、プログラムの著作権等の問題から他の事業者に情報を公開することも困難である。 以上から、履行可能業者はNECネットエスアイ㈱のみであるため、特定随意契約とする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決定日	令和8年1月13日